

# 令和6年度第1回佐賀県認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

## 1 目的

指定認知症対応型通所介護事業、指定小規模多機能型居宅介護事業、指定看護小規模多機能型居宅介護事業及び指定認知症対応型共同生活介護事業の管理者を対象に、認知症高齢者の介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の管理・運営に必要な知識を修得させ、認知症対応型サービス事業における介護サービスの質の確保と向上を図る。

## 2 実施主体

佐賀県

## 3 研修日程及び会場

### (1) 日程：令和6年11月27日(水)～11月28日(木)

27日(水) 9:45～15:40 (9:30から受付開始)

28日(木) 9:30～15:30

### (2) 会場：ゆめぷらっと小城 1階 研修室

〒845-0001 小城市小城町 253-21

TEL 0952-37-6601

## 4 受講対象者及び定員 40名(定員)

指定認知症対応型通所介護事業、指定小規模多機能型居宅介護事業、指定看護小規模多機能型居宅介護事業及び指定認知症対応型共同生活介護事業の管理者となることが予定される者であって、認知症介護実践研修(実践者研修)を修了した者(認知症介護実務者研修(基礎課程)を修了した者を含む)。

## 5 研修内容

別紙1「研修カリキュラム」参照(ただし、若干の変更の場合もあり)

## 6 資料代

・3,000円… ※研修初日の受付時に徴収します。

## 7 受講方法

### (1) 申込み方法

受講を希望する者は、事業所が所在する各介護保険者(参照：介護保険者一覧)に相談して、別紙2「受講申込書」に必要事項を記入し、認知症介護実践研修(実践者研修)又は認知症介護実務者研修(基礎課程)の修了証の写しを添付し、令和6年11月1日(金)(必着・郵送又は持参のみ受付)までに各介護保険者(参照：介護保険者一覧)に提出すること。

各介護保険者の長は、令和6年11月8日(金)までに研修受講推薦者を取りまとめるうえ、別紙3「推薦書」及び別紙2「受講申込書」及び推薦者の研修修了証の写しを県長寿社会課に提出する。

(2) 受講希望者が多数の場合は、県長寿社会課で受講者を選考する。

(3) 受講決定通知は、申込者及び各介護保険者の長に送付する(令和6年11月20日頃を予定)。

8 その他

- 全てのカリキュラムを受講した者には、修了証書を交付するが、欠席、遅刻、早退等で未受講の科目がある場合の修了証書は交付しない。
- 今年度は、今回と令和7年3月頃の2回開催予定。※予定は変更になる場合があります。
- 本研修は佐賀県が佐賀県認知症グループホーム協会に委託して実施する。

9 指定地域密着型サービス事業所の指定基準との関係

本研修は、地域密着型サービス指定基準において以下のとおり受講が義務付けられています。

- 指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修について

	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型居宅介護① 看護小規模多機能型居宅介護②	認知症対応型 通所介護
管理者	認知症介護実践研修（実践者研修）		
	+		
	<b>認知症対応型サービス事業管理者研修</b>		
	基準第 91 条	基準第 64 条① 基準第 172 条②	基準第 47 条

- 研修のみなし措置について

	既に研修を修了しているとみなす者
認知症対応型共同生活介護	「認知症高齢者グループホーム管理者研修」修了者
小規模多機能型居宅介護	「実践者研修」又は「基礎課程」の修了者で、平成 18 年 3 月 31 日時点で特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等管理者の職務従事者 平成 18 年 3 月 31 日時点で既に認知症対応型生活介護事業所の管理者であった者については、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」の修了者
認知症対応型通所介護 ※経過措置…平成 18 年 3 月 31 日時点で開設している事業所については、受講義務なし。	

【問い合わせ先】

佐賀県 健康福祉部  
長寿社会課 地域包括ケア推進担当 江島  
電話 0952-25-7612